

## 監査人間の連携に伴う法的責任

監査人は、監査証明に伴う法的責任のほか、次のような場合に監査人との連携に伴う法的責任(※1)が問われる可能性がある。

責任主体	法的責任が問われる可能性のあるケース	スキーム 1	スキーム 2
監査人 A	連携に伴って被監査会社の秘密を伝達した場合（守秘義務違反とされるおそれ）	・秘密の漏洩には該当し得ても「正当な理由」があるとして守秘義務は解除されると判断されるのが通常と考えられる。(※2)	・同左。
	連携を行ったが、不正(※3)が発見されなかった場合（例えば被監査会社から損害賠償を請求されるおそれ）	・連携に係る手続等（連携を行うことが適切と考えられる場合の例示を含む。）が監査基準の規定を受けて実務指針等において明確化され、これに従う限り、注意義務違反はない（したがって損害賠償責任を負わない）と判断されるのが通常と考えられる。	・同左。
監査人 B	連携に伴って取引先の秘密を伝達した場合（守秘義務違反とされるおそれ）	・秘密の漏洩には該当し得ても「正当な理由」があるとして守秘義務は解除されると判断されるのが通常と考えられる。(※2)	・同左。
	連携によっては不正を発見できなかったが、事後的に不正が発覚した場合（例えば監査人 A や被監査会社の株主から損害賠償を請求されるおそれ）	・監査人 B がどのような調査・報告を行うべきかについて監査基準の規定を受けて実務指針等において明確化され、これに従う限り、注意義務違反はない（したがって損害賠償責任を負わない）と判断されるのが通常と考えられる。 ・実務指針等において監査人 B の被監査会社に対する免責（故意又は重過失がある場合を除く。）を規定することが考えられる。	・同左。  ・実務指針等において監査人 B の監査人 A に対する免責（故意又は重過失がある場合を除く。）を規定することが考えられる。
	問題となり得る取引等を指摘したが、実際には当該問題は存在しなかった場合（例えば監査人 A や被監査会社から損害賠償を請求されるおそれ）	・定められる手続・方法に従い監査人 B が合理的な範囲で確認した帳簿の記載との矛盾・齟齬がない旨の表明のみが求められることを想定しており、損害賠償責任を負うような事態は考えにくい。	・定められる手続・方法に従い監査人 B が調査し認識した事実を監査人 A に報告することを想定しており、損害賠償責任を負うような事態は考えにくい。

(※1) 考えられる法的責任の内容としては、民事責任である（不法行為又は契約違反を理由とする）損害賠償責任のほか、刑事責任（故意があるなど一定の場合に限られる。）、行政責任（公認会計士法上の懲戒その他の処分。一定の場合には金融商品取引法上の課徴金納付命令。）及び日本公認会計士協会による懲戒が考えられる。なお、損害賠償責任については、故意又は注意義務違反がある場合にのみ問われることがあるが、故意又は重過失がある場合を除いて免責することとする場合には、故意又は重過失がある場合に限り問われることがあることとなる。なお、監査人自身のほか、その社員や使用人において法的責任を負うこともある。

(※2) 前提として、①実務指針等において定められる手続・方法を遵守していること及び②本人による個別具体的な同意又は監査契約における一般的な同意があることを想定。

(※3) 重要な虚偽表示の原因となる不正をいう。以下同じ。